スポーツクラブ・ヘミング出町
子供スイミングスクール
≪会則≫

第 1 条（名称及び定義）
本スクールは、「スポーツクラブ・ヘミング出町　子供スイミングスクール」（以下本スクールという）と称します。
本会則は、本スクール生ならびに本スクールに入会しようとする者に適用されます。

第 2 条（所在地）
本スクールの所在地は、京都府京都市左京区田中関田町２２－７６とします。

第 3 条（管理・運営）
本スクールの施設管理及び運営は、株式会社スカイ（以下会社という）が行います。

第 4 条（目的）
本スクールは、水に対する正しい理解と関心を深め、併せて健全な心身の育成、スポーツの振興をはかることを目的とします。

第 5 条（会員制スクール）
1. 本スクールは、会員制とし、入会する際に定めた子供スイミングスクール会員（以下会員という）として契約し、利用範囲に応じて利用することができます。
2. 会員の契約期間は、会員が会社所定の退会手続きが完了するまで自動更新とします。
3. 会員の責任事項は全て保護者の責とします。

第 6 条（入会資格）
本スクールに入会の資格を有する方は、本会則を承認し入会を希望される方で、以下の項目をすべて満たす方とします（但し、会社が別途定める基準に準じて認めた場合は除く）。
1. 各コースに定められた資格に該当し、本スクールの趣旨に賛同し、また本会則を承諾された方。
2. 感染症、感染性のある皮膚病、及びこれに類する疾患を有しない方。
3. 医師等に運動を禁じられておらず、本スクール利用に支障がないと自己申告された方。
4. 当スクールの必要とする書類を提出し、本スクールが入会可能と認めた方。

第 7 条（入会手続き）
本会則に同意した上で、以下の手続きを行っていただきます。
1. 保護者により所定申込用紙にて申し込みを行い、会社の承認を得た上、入会金及びその他の諸費用を会社の指定した方法で払い込むことにより、入会手続きが完了します。
2. 保護者は本会則に基づいて責任をスクール生本人と連帯して負っていただきます。

第 8 条（諸会費・諸費用）
1. 年会費及び会員区分別の諸会費は、別途定めます。
2. 会員は、別途定める諸会費を納入期日までに所定の方法で払い込まなければなりません。
3. 一旦払い込まれた諸会費・諸費用は、返還いたしません。
4. 会員は実際の施設利用の有無にかかわらず、会員資格喪失までの諸費用をお支払いいただきます。
5. 会社は、本スクールの運営上必要と判断した場合、または経済情勢等の変動に応じて、会員区分の改廃、もしくは入会金・諸会費・諸料金の金額を変更することができ、施設内への掲示等において告知するものとします。

第 9 条（会員資格取得）
本スクールに入会を希望される方は、第７条の手続きを完了し、本スクールの会員証を受領されることにより、本スクールの会員資格を取得することとなります。

第 10 条（会員証）
1. 本スクールは、会員に対して会員証を交付いたします。
2. 会員証は、施設利用に際し必ず提示して下さい。
3. 会員証は、会員本人のみが使用し、他の者が使用することはできません。
4. 会員証を紛失された方は、速やかに本スクールで再発行手続きを取らなければなりません。

第 11 条（退会）
1. 会員が退会を希望される場合、理由の如何に関わらず、最終施設利用月の 10 日までに、本スクール所定の退会届を提出してください。
2. 毎月 10 日が休館日の場合、手続きの締め切りは、前営業日となります。
3. 施設利用最終日に会員カードを返却していただきます。
4. 未納金がある場合は、全額それを精算していただきます。
5. 本手続きは、会員の保護者が本スクール窓口にて直接行うものとし、代理による手続きまたは電話その他の方法による申し出は受け付けられません。

第 12 条（休会）
1. 会員本人の都合により１か月以上の長期な渡り本スクールを利用できない場合は、２カ月を限度とし休会することができます。
2. 会員が休会を希望される場合、理由の如何に関わらず、休会希望月の前月の 10 日までに、本スクール所定の休会届を提出してください。
3. 毎月 10 日が休館日の場合、手続きの締め切りは、前営業日となります。
4. 休会希望月を経過後は、自動的に復会となり、復会月分より当該月会費の支払いが必要となります。
5. 代理による手続きまたは電話その他の方法による申し出は受け付けられません。

第 13 条（会員資格喪失）
会員は以下の各項に該当する場合、その資格を喪失します。
1. 第１１条に定める退会を申し出、会社がそれを了承したとき。
2. 入会後であっても第６条の「入会資格」に反すると会社が判断したとき。
3. 第１４条により除名されたとき。
4. 会員本人の死亡のとき。
5. 第２３条により本スクールを閉業したとき。

第 14 条（除名）
次の各項目に該当する行為があった場合、会社はその会員を本スクールから除名することができます。
1. 本会則、その他会社が定める諸規則に違反したとき。
2. 第６条の入会資格を喪失したとき。
3. 故意または重大な過失により、施設・設備を破損させたとき。
4. 諸費用の滞納があり、所定期間に支払いがないとき。
5. 本スクールの名誉を傷つけ秩序を乱し、本スクールの会員として相応しくない行為をしたとき。
6. 入会に際し、虚偽の申告・記載があったとき。
7. 他会員へのいじめ・暴力・金銭の強要などの行為、または他の会員に対する危険・迷惑行為があったとき。
8. 第１８条各号の禁止事項を行ったとき。
9. その他会員としてふさわしくない言動があり、本スクールがそれを認めたとき。

第 15 条（指導日時および指導内容）
1. 本スクールの各コースの会員は、別に定められた曜日、時間に指導を受けることができます。
2. 指導期間は、別紙に定める年間スケジュールによります。但し、やむを得ない事由が発生した場合は、休講することがあります。尚、本スクールの事由により休講する場合は、特別な事由を除き、事前に連絡します。
3. 本スクールは、各コースに応じた指導要項に基づきます。個別的、具体的指導方法の細目については、各担当スタッフが決定します。

第 16 条（諸規則の遵守）
会員は本会則及び本スクールの諸規則を遵守しなければなりません。また施設の利用について、本スクールの指示に従わなければなりません。

第 17 条（入場禁止・退場・施設利用制限）
次の項に該当する方に入場禁止・退場および施設利用の一部制限を命じることができます。
1. 感染症、感染性のある皮膚病、及びこれに類する疾患を有する方。
2. 一時的筋肉麻痺や意識の喪欠などの症状を招く疾病を有する方。
3. 健康を害しており、運動することが好ましくないと判断されるとき。
4. 医師から運動・入浴等を禁じられている方。
5. 他の施設利用者に迷惑となる物品や動植物を持ち込む方。
6. 営利を目的として施設を利用していると判断されるとき。
7. 正当な理由なく、会社および施設スタッフの指示に従わないとき。

第 18 条（禁止事項）
本スクール施設内およびその周辺において、会員およびその保護者による次の行為を禁止します。
1. 動物、植物を施設内に持ち込むこと（本施設が必要とする観葉植物等は除く）。
2. 刃物等の危険物を施設内に持ち込むこと（更衣室・浴室内で使用予定の剃刀なども含む）。
3. 施設内で喫煙すること（電子タバコ・無縁煙草を含む）。
4. 他の施設利用者や施設スタッフを誹謗・中傷すること。
5. 他の施設利用者や施設スタッフを殴打したり、身体を押したり、拘束するなどの暴力行為。大声・奇声を発したり、他人を睨む、行く手を遮る、襲いかかろうとする等の威嚇行為。物を叩く、投げる、壊すなど他の施設利用者や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。
6. 本施設、器具・備品の破損や備え付け備品の持ち出し。
7. 正当な理由なく、また正常な範囲を超えて、面談・電話・その他の方法で施設スタッフを拘束するなどの迷惑行為。
8. 痴漢・のぞき・露出等、法令や公序良俗に反する行為。
9. 他人の施設利用を妨げる行為。
10. 高額な金銭・貴重品（携帯型ゲーム機等を含む）の館内への持ち込み。
11. 物品販売や営業行為、金銭の貸借、営利・非営利を問わず勧誘行為、政治活動、署名活動。

第 19 条（会員の損害賠償責任）
本スクールは、会員が施設内において自己の責に帰すべき事由により、会社または第三者に損害を与えた場合、会員は、速やかにその損害を賠償しなければなりません。会員に同伴した保護者によって生じた事故も同様とし、その責を負うものとします。（損害賠償責任免責）

第 20 条（損害賠償責任免責）
本スクールは、会員が施設利用時に生じた、人的・物的事故については、会社は会社に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の損害賠償の責を負いません。

第 21 条（盗難・紛失及び忘れ物）
本スクールは、本施設内で生じた盗難・紛失及び忘れ物について、次のとおりとします。なお、会員に同伴した保護者に対しても同様に適用されます。
1. 会員の本施設の利用に際して生じた、盗難・紛失については、会社は一切の損害賠償の責を負いません。
2. 本施設に設置されているロッカー等についても会員自身の責任と負担により、これを利用するものとし、収納物の盗難・毀損その他について、会社は一切の損害賠償・保障等の責を負いません。
3. 忘れ物・放置物については、会社の定める保管期間経過後は、会社は会員が所有権を放棄したとみなすことができ、廃棄等の処分を行うことができるものとします。但し、腐敗等安全衛生上の問題が生じる恐れがある場合、本スクールは、期間の経過前であっても処分を行うことができるものとします。

第 22 条（施設の利用制限及び閉鎖・休業）
会社は本スクールが別紙に定める定休日・休館日の他、次の事由により施設の全部または一部を閉鎖・休業することがあります。尚、これにより会費等の支払い義務が軽減・免除されることはなく、また会費等は返還されません。
1. 気象災害、その他外因的事由により、災害が会員に及ぶと判断した場合。（大雨洪水警報または暴風雨警報が発令された場合は、会員の安全を確保するため、臨時休講とします。その休講による振替は原則ありません。）
2. 施設の増改築・修繕、または点検などやむを得ない場合。
3. 経営上重大な事由が発生した場合。
4. 各研修・特別行事を開催する場合。
5. その他重大な事由により、やむを得ない場合。

第 23 条（スクールの閉業）
会社は次の理由により、本スクールを閉業することがあります。尚、これにより会費等の支払い義務が軽減・免除されることはなく、また会費等は返還されません。
1. 気象災害、その他外因的事由により施設を閉鎖し、再開業が困難と判断したとき。
2. 経営上、営業の継続が困難と判断したとき。

第 24 条（個人情報保護に関する指針）
会社は、本スクール入会及び施設の利用に伴い、会員の個人情報を入会申込書等で提供頂きますが、会員の個人情報の保護と取り扱いについて、別途定めます「個人情報保護方針」に基づき、厳重に管理します。

第 25 条（会員の変更事項）
会員は、住所または連絡先など入会申し込み時の記載事項に変更が生じた場合、速やかに本スクールに届け出なければなりません。

第 26 条（諸費用ならびに運営システム変更）
1. 会社は、本会則に基づき、会員が負担すべき諸費用について、会社が必要と判断した場合、変更することがあります。
2. 施設運営システムを会社が必要と判断した場合、変更することがあります。その場合は、1 カ月前までにこれを通知します。

第 27 条（会則改定）
会社は、会則等の改訂を行うことができます。なお改訂した会則等の効力は、全会員に及ぶものとします。

第 28 条（発効）
本会則は平成 25 年 3 月 1 日より発効とします。

スポーツクラブ
ヘミング出町（株式会社スカイ）
〒606-8203 京都市左京区田中関田町 22-76
TEL:075-791-9234 FAX:075-702-9231